

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

## 今月のトピックス

- 01 知的財産局が2025年「特許」トップ100を公表
- 02 知的財産局、2025年特許・商標出願受理概況を公表
- 03 億光電子が韓国LEDサプライヤを米国にて特許権侵害で提訴
- 04 台湾と米国が相互貿易協定に調印、台米間の経済戦略的パートナーシップを強化

## 台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権  
登録商標の元ライセンサーによる先使用者の主張についての認定

Attorneys-at-Law

## 今月のトピックス

J260226Y1

### 01 知的財産局が2025年「専利」トップ100を公表

知的財産局は2026年2月26日に2025年専利<sup>\*</sup>出願及び公告・証書交付の統計ランキングを公表した。内国出願人の特許出願件数については、台湾積体回路製造(TSMC)が1485件で十連覇を達成した。また外国出願人については米Applied Materialsが首位を獲得し、1088件で過去最高を記録した。工業技術研究院(ITRI、以下「工研院」)(328件)、国立成功大学(134件)がそれぞれ研究機関と教育機関の首位を占めた。特許証交付件数についてみると、内国出願人ではTSMC(1543件)、外国出願人ではApplied Materials(684件)がそれぞれ1位であった(訳注※:「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる)。

#### 一、TSMCが内国出願人の特許出願件数で十連覇

内国出願人の特許出願件数についてみると、TSMCは2016年から10年連続で首位を守り続け、2025年には1485件(前年比5%増)を出願した。それに次いで友達光電(AUO、397件)、鴻海精密工業(Hon Hai、340件)、南亞科技(Nanya、328件)、工研院(328件)、英業達(Inventec、316件)、瑞昱半導體(Realtek、286件)、台達電子(Delta、280件)、聯發科技(MediaTek、269件)、群創光電(Innolux、235件)の順となっている。その中で3位の鴻海は前年比で31%増加し、トップ10の中で最高の年成長率となっている。8位の台達電子の出願件数はここ18年で最高水準となった。

トップ20をみると、14位の中国鋼鉄(China Steel)の出願件数は143件で、過去最高の2013年に並ぶ水準となった。また15位の緯創資通(Wistron、141件)もここ11年の最高を記録した。

#### 二、Applied Materialsが外国出願人の特許出願件数で再び首位

外国出願人の特許出願件数についてみると、Applied Materialsは1088件の特許を出願して、2年連続で首位を獲得した。また東京エレクトロン(773件)が2位に躍り出ている。それに韓国Samsung(741件)、韓国Coupang(675件)、米Qualcomm(570件)、キオクシア(454件)、日東電工(406件)、信越化学(359件)、米LAM Research(276件)、レゾナック(270件)が続いている。その中で、6位のキオクシアは前年比で105%増加し、トップ10の中で最高の年成長率となっている。

外国出願人の特許出願件数トップ20をみると、9社が過去最高を記録しており、それには1位のApplied Materials、2位の東京エレクトロン、8位の信越化学、9位の米LAM Research、10位のレゾナック、11位のSCREENホールディングス、(263件)、15位のパナソニックIPマネジメント(203件)、16位のスイスWonderland Switzerland(198件)、19位の韓国SK Hynix(153件)が含まれる。

#### 三、研究機関は工研院が19連覇、教育機関は成功大学が4連覇

研究機関については、内国出願人の特許出願件数トップ100に4つの機関がランクインしており、工研院(328件)は4位を占め、2007年から19年連続で研究機関の首位を守っている。

教育機関については、内国出願人の特許出願件数トップ 100 に 22 校がランクインしている。教育機関の番付では、成功大学 (134 件) が 4 連覇を達成し、2 位の明志科技大学 (86 件) は初めて教育機関トップ 10 に入った。それに続いて、陽明交通大学 (83 件)、台湾科技大学 (73 件)、中興大学 (70 件)、勤益科技大学 (69 件)、清華大学 (67 件)、中山大学 (61 件)、屏東科技大学 (60 件)、台湾大学 (60 件) の順となっている。

専利全体の出願件数については、成功大学 (154 件) が首位を占めた。2 位の台北城市科技大学 (140 件) は主に実用新案を出願している。(2026 年 2 月)

**J260226Y1**

**J260226Y2**

## **02 知的財産局、2025 年専利・商標出願受理概況を公表**

知的財産局は 2026 年 2 月 26 日公告にて、次のように発表した。2025 年同局が受理した専利<sup>\*</sup>の出願件数は 7 万 1965 件に達し、前年 (2024 年) 比で 1% 減少した (訳注※:「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる)。その中で、特許 (5 万 1230 件) は前年比で 1% 増加し、実用新案 (1 万 4000 件) と意匠 (6735 件) は前年比でそれぞれ 4%、8% 減少した。商標登録出願は件数ベースで 9 万 7411 件 (区分ベースでは計 12 万 4242 件) に達し、過去最高水準となった。また一方で、2025 年の (実体審査請求から) 一次審査通知までの平均期間 (平均 FA 期間) は特許が 8.0 カ月 (前年比で 0.4 カ月短縮)、商標が 5.6 カ月 (同 0.5 カ月短縮) となっており、企業ができるだけ早く権利を取得して、産業における戦略展開を進めることができるように協力している。

### 一、内国出願人による出願件数は特許がほぼ横ばい、実用新案と意匠は減少

内国出願人による出願件数は特許が 1 万 9511 件で、前年比 0.4% の微減、実用新案が 1 万 2574 件、意匠が 3192 件でそれぞれ前年比 6% 減、4% 減となった。出願人の類型別に出願件数をみると、特許については企業と研究機関がそれぞれ 1% 減、2% 減であったが、教育機関が 8% 増となった。また実用新案と意匠については、企業、教育機関、研究機関のいずれも減少している。

### 二、外国出願人の特許出願は増加、意匠登録出願は減少

外国出願人の特許出願件数は 2021 年から成長し続けており、2025 年には 3 万 1719 件に達し、2% 増加した。(国・地域別にみると) 日本からの出願件数が 1 万 2524 件で、圧倒的な首位となった。それに米国 (6954 件)、中国 (3703 件)、韓国 (3346 件)、ドイツ (1051 件) の順で続いている。

外国出願人の意匠登録出願は 3543 件であり、12% 減少した。日本が 852 件で首位を占め、それに米国 (621 件)、中国 (605 件)、スイス (456 件)、韓国 (169 件) の順で続いている。その中で、スイスが 23% 成長したが、日本は 3% 減少し、米国、中国、韓国も 15~20% 減少している。

### 三、内国出願人の商標登録出願件数は過去最高、外国出願人の出願傾向も注目に値

商標登録出願は件数ベースで 9 万 7411 件、前年比 8% 増 (区分ベースでは計 12 万 4242 件、前年比 10% 増) となり、過去最高水準を記録した。これは主に、内国出願人による出願が 7 万 5573 件 (前年比 9% 増) に達して最高記録を更新し、さらに外国出願人による出願も 2 万 1838 件に上り、4% 増加したところによるものである。

国(地域)別の商標登録出願件数トップ 5 の動向をみると、年成長率は韓国が 25%成長して最高水準となり、それに米国(7%増)、中国(3%増)、日本(1%増)と続き、香港は 13%の減少となった。

#### 四、内国出願人による商標登録出願は第 35 類が最も多く、外国出願人は第 9 類が最多

内国出願人による商標登録出願の区分トップ 10 をみると、第 35 類(広告、事業の管理又は運営及び小売又は卸売等のサービス)が 1 万 4913 件で最も多かった。年成長率については、第 42 類(科学技術及び技術サービス)が 31.6%で最も高く、それに第 41 類(教育、娯楽) 24.0%、第 9 類(コンピュータ及び IT 製品等) 17.6%、が続いており、内国出願人は IT 関連の商品・役務、娯楽・文化創意の市場に積極的に投資を行っていることが分かる。第 29 類(肉類及び乾燥野菜・果物等)のみが 0.6%の微減となった。

外国出願人については、第 9 類が 4063 件で最も多かった。年成長率については、区分トップ 10 のうち第 28 類(玩具、遊戯用具等)が 16.6%で最も高く、その他の区分も 1.8~8.7%増加し、第 30 類(コーヒー、茶、ペストリー等)だけが 4.3%減少した。

#### 五、専利と商標の審査期間は引き続き改善され、企業の市場における戦略展開をサポート

知的財産局は専利と商標の審査処理能力の向上に尽力しており、出願人による商品開発から商品化までの各段階におけるニーズに応えるため、多元的な早期審査システムを提供しており、2025 年に特許の平均 FA 期間は 8.0 カ月(前年比で 0.4 カ月短縮)、商標の平均 FA 期間は 5.6 カ月(前年比で 0.5 カ月短縮)となっており、企業ができるだけ早く権利を取得して、市場における戦略展開を進めることができるように協力している。(2026 年 2 月)

### **J260223Y1**

#### **03 億光電子が韓国 LED サプライヤを米国にて特許権侵害で提訴**

LED パッケージ大手の億光電子工業股份有限公司(Everlight Electronics Co.,Ltd.、以下「億光電子」)は 2026 年 2 月 22 日に次のように発表した。億光電子は米国において韓国 LED サプライヤであるソウル半導体(Seoul Semiconductor Co., Ltd)を相手取り特許権侵害訴訟を提起した。すでに米国時間 2 月 13 日付でテキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部(District Court for the Eastern District of Texas Marshall Division)に特許権侵害訴訟を提起し、裁判所に事件番号 Case 2:26-cv-00119 として受理されている。

億光電子によると、同社はソウル半導体が製造・販売する車用 LED 及び/又は高効率 LED 製品には、億光電子の米国特許第 7,554,126 号を侵害している疑いがあることを発見したことから、特許権侵害が発生し続けることを防止し、億光電子と株主全体の合法的権益を守るため、ソウル半導体を相手取り特許権損害訴訟を提起し、法に基づいて裁判所に被告が特許権侵害を停止し、損害賠償責任を負うよう命じることを請求した。現時点における評価では、本件によって億光電子の財務状況と経営全体に重大な影響はもたらされていないが、今後の影響は訴訟の進展と裁判所に最終的な審理結果によって決まるものとみられる。(2026 年 2 月)

J260213Y8

J260213Z8

#### 04 台湾と米国が相互貿易協定に調印、台米間の経済戦略的パートナーシップを強化

経済部国際貿易署（The International Trade Administration, MOEA）はニュースリリースにて、台湾・米国双方は米国東部標準時 2026 年 2 月 12 日に、米国ワシントン DC にて「台米相互貿易協定（Agreement on Reciprocal Trade ART）」を締結したと発表した。同協定には関税障壁、非関税障壁、貿易円滑化の促進、知的財産権保護の強化、及び経済安全保障及び労働保障の拡大等多方面の協力が含まれている。

非関税障壁について、双方は国際標準と国際規定に基づいて執り行う。例えば、商品検査については、今後米国製品は先に国際認証を受けた実験室で国際標準の試験に合格する必要があるが、輸入時には不要な試験を免除できる。国際標準及び国際規定による厳しい監督以外に、台湾は商品のリスクを考慮して、水際での抽出検査における抽出率を引き上げるとともに、市場におけるチェックと購入サンプル検査の種類と数量を拡大し、商品の安全を確保する。

知的財産の保護について、台湾はすでに国際標準を満たしており、自主的に法律を改正して海外との足並みを揃え、関連する国際公約に適合している。今回は再び国際規定を全面的に履行することを確認し、効率的な民事、刑事及び水際における法執行のシステムを提供して、関連するシステムで知的財産の侵害に立ち向かい、抑止することができるようにし、また公正で透明性のある方法により、地名に関わる商品標章を保護することで、知的財産権者及び消費者の権益を保障していく。

また、39 品目のチーズと 10 品目の肉製品の名称は、チーズと肉製品の種類又はタイプを説明しており、これらの名称を用いた商品は自由に輸入できるようにして、消費者に多様な商品の選択肢を与える。

長年にわたって、米国は台湾にとって最大の技術導入先であり、米国の先端技術やハイテク製品が他国による大量破壊兵器の開発に転用されないよう確保するため、台湾は今後も輸出管制と投資審査の法制を最適化するとともに、経済・国家安全保障に関する協力を強化していく。これは、台米間の科学技術交流、そして台湾の科学技術及び経済の発展にとっての優れた基盤を築くものとなるだろう。また、企業が国際情勢の変化に対応するのに協力するため、経済部は引き続き企業への指導を行い、説明会の開催等の形で、台湾企業が国際動向を掌握し、法令を遵守するのに協力して、台湾業者の権益を守り、国際的な制裁を受けるリスクを回避できるようにする。

台米相互貿易協定の締結を通じて、双方の経済貿易交流がさらに促進され、台米間の経済戦略的パートナーシップが引き続き強化されるとともに、台湾の経済貿易及び産業政策が全面的に世界と足並みを揃えて、台湾経済が今後も発展し続けるための優れた基盤を築く一助となるだろう。（2026 年 2 月）

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 商標権

#### ■ 判決分類：商標権

#### I 登録商標の元ライセンサーによる先使用者の主張についての認定

#### II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所行政判決

【裁判番号】 113 年度行商訴字第 67 号

【裁判期日】 2025 年 07 月 23 日

【裁判事由】 商標異議

原告 啓益寵物用品有限公司

被告 經濟部知的財産局

参加人 王彦智

上記当事者間における商標異議事件につき、原告が經濟部による中華民國 113（2024）年 10 月 28 日經法字第 11317305520 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起したので、本裁判所は職権により、参加人の訴訟参加を決定し、次のとおり判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

#### 一、事実及び理由

参加人は、2021 年 4 月 13 日に「健康時刻」商標を被告が公告した商品及び役務区分第 31 類の商品に使用指定して、登録出願を行ったが、その後第 31 類の「ペットフード、ドッグフード、キャットフード…」商品に使用指定を減縮した。その後、被告の審査を経て、第 02186533 号登録商標として（以下、係争商標という）登録査定を受けたが、原告が同年 12 月 23 日に係争商標が商標法第 30 条第 1 項第 12 号本文規定に違反するとして、異議を申し立てた。被告は審査したうえで、2024 年 6 月 12 日付中台異字第 G01100699 号商標異議決定書をもって、「異議不成立」の処分を下した（以下原処分という）。原告はこれを不服とし、訴願を提起したが、經濟部より 2024 年 10 月 28 日付經法字第 11317305520 号訴願決定をもって棄却された（以下、訴願決定という）。その後、原告はこれを不服とし行政訴訟を提起した。

#### 二、原告の請求：

原告は係争商標出願日 2021 年 4 月 13 日より前に、早くも市場で引用商標の「健康時刻」商標を潔牙骨（デンタルボーン）商品に使用指定した事実があった。参加人は、偶然に係争商標を思いついたのではなく、市場で原告と競争

関係があり、且つ係争商標を潔牙骨商品に使用し、更に訴外人、即ちその関係企業である壹士達寵物有限公司（以下壹士達公司という）を通じて、係争商標の商品と原告の引用商標商品を同時に同一の販売ルートで陳列したほか、「健康時刻」商標の商標権者である姜勝献が既に亡くなったことを知ったため、商標権がまだ明確でないことを機に、先取して登録出願し、且つ不使用取消し請求を行った可能性があることは、盗用の悪意があり、権利濫用の行為に該当するので、係争商標は商標法第 30 条第 1 項第 12 号本文の規定に違反する。

### 三、本裁判所の判断：

異議申立ファイルに添付の第 01762153 号「健康時刻」商標登録資料、台湾台南地方検察署による死体検案書、及び被告による 2022 年 9 月 7 日（111）智商 40052 字第 11180588400 号書簡から分かるように、当該「健康時刻」商標の権利者である姜勝献は既に 2020 年 12 月 15 日に死亡しており、且つ継承人もいないため、商標法第 47 条第 2 号の規定に基づき、当該商標も姜勝献の死亡後に既に消滅した。たとえ、前記証明書等証拠に則り、更に原告が異議及び訴訟段階において、第 01762153 号「健康時刻」登録商標の商標権者である姜勝献、姜勝献が実際に運営していた冠亜公司又は羽田公司から許諾を得て、市場で「健康時刻」潔牙骨商品等を販売した云々と主張したことを参照して、姜勝献、冠亜公司、羽田公司の間に、提携関係があると推定できるとしても、彼らの提携関係は姜勝献の死亡及び第 01762153 号「健康時刻」商標登録権の消滅後に、根拠がなくなっている。原告が異議申立段階において提出した前記使用証拠はいずれも、第 01762153 号「健康時刻」登録商標消滅前の販売資料にすぎず、これらをもって原告が当該登録商標権の消滅後に、自社商品を表彰するために、引用商標を使用していた証拠にはならない。また、原告が訴願及び訴訟段階において提出した証拠から分かるように、原告は 2020 年 12 月から 2021 年 4 月までの期間に「健康時刻」商標商品を販売していたが、魚中魚樂活会社の返信に基づくと、原告と 2019 年 9 月 17 日から取引を行っていたので、当該登録商標権消滅後の約 4 カ月間に取引を行っていた前記の商品は、やはり原告が冠亜公司、羽田公司より「健康時刻」商標商品を引き続き購入して代理販売したものである可能性がある。更に魚中魚樂活会社が提出した商品の写真からわかるように、そのパッケージ袋に記載されていた製造時期はすべて 2024 年頃であり、原告が 2020 年 12 月から 2021 年 4 月まで引用商標の商品を販売していたことの裏付けとすることは難しい。ましてや、当該「健康時刻」潔牙骨商品のパッケージに表示されていたメーカーは維創公司であり、原告ではない一方、原告は甲証 6 を提出して、代表者である劉明仁は維創会社の株主であり、両者も関係企業であるので、原告が当該商標を使用している状態であると主張したものの、維創公司与原告は異なる法人であり、且つ前記潔牙骨商品のパッケージに記載の住所も維創公司の新北市永和区に所在する住所であり、原告に由来する商品の出所表示は一切見当たらない。よって、前記の資料だけをもって、直ちに原告が姜勝献の「健康時刻」商標権消滅後から係争商標の出願前に、自社の潔牙骨商品を表彰して販売する意思で、引用商標を先使用していた事実があったとは認定することが難しい。

参加人が提出した丙証 4 の商標不使用取消処分書、原告が異議段階で提出した証拠 1 である係争商標登録資料を裏付けとして参照すれば、参加人が

2021年4月13日に姜勝献が登録出願した第01762153号「健康時刻」商標の不使用取消しを申し立て、同日、係争商標の登録出願も行ったことがわかる。よって、参加人は係争商標を登録出願した際に、既に姜勝献が先に登録した「健康時刻」商標の存在を知っていたはずである。しかし、「健康時刻」は日常生活でよくみられる用語であり、且つ丙証1の商標登録資料から分かるように、第三者が「健康時刻」を商標又はその一部として、各商品または役務に指定して、登録査定を受けて権利存続しているものも数多くある。よって、参加人が法定手続きに基づき、姜勝献が先に登録出願した商標の不使用取消しを請求すると同時に、係争商標の登録出願を行ったことについて、たとえ、原告が係争商標登録出願日の前に、市場で別途原告が前記「健康時刻」商標商品を販売していたと主張したとしても、参加人が盗用の悪意に基づき行ったと認定することは難しいので、商標法第30条第1項第12号本文規定の適用はない。

**四、結論：**本件原告の訴えには理由がないので、知的財産案件審理法第2条、行政訴訟法第98条第1項前段の規定に基づき、主文のとおり判決する。

中華民國 114 年 7 月 23 日

知的財産第一法廷

審判長裁判官 汪漢卿

裁判官 蔡惠如

裁判官 陳端宜

台灣國際專利法律事務所  
TIPLA Attorneys-at-Law/  
Taiwan International Patent & Law Office

台灣 10409 台北市南京東路二段 125 号  
偉成大樓 7 階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿 2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号

